

倫理法・倫理規程セルフチェックシート (課長補佐級以上職員用③)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	利害関係者の事務所を訪問して複数の現場を視察するに当たり、公共交通機関を利用すると限られた時間内ですべての現場を視察することができないことから、現場間の移動を利害関係者が日常使用している社用車に同乗して行った。	
2	利害関係者から自宅にお歳暮が送られてきたので返送したが、再度配送されてきたので、廃棄することにした。	
3	利害関係者である金融機関が、応援するプロ野球チームの日本シリーズ優勝を記念し、広く一般を対象とした通常より著しく低い金利の住宅ローンを5口限定で募集していたため、これに応募したところ、多数の応募者の中から公正な抽選の結果当選したことから、当該住宅ローンを契約した。	
4	利害関係者に該当する団体から当該団体が発行する雑誌等刊行物の送付を受ける場合、組織として寄贈を受けたことを明確にして受領するのであれば、倫理規程上問題ない。	
5	所管法人から国の補助金を使って作成する法令集の監修を依頼された場合、勤務時間外に作業を行うのであれば、監修料を受け取ってもかまわない。	
6	部下職員が利害関係者から金品の贈与を受けているという投書が課長のもとに届いた。その時期は他の業務で多忙であったため、後で対処しようと思い、しばらく放置していたところ、1月後、当該部下職員が収賄の疑いで警察に逮捕された。このような場合、当該部下職員はもちろん、当該課長も倫理規程違反に問われる可能性がある。	
7	利害関係者からの依頼に応じて講演等を行う場合であっても、報酬を受けなければ、倫理監督官の承認を得る必要はない。	
8	利害関係者に該当する事業者が主催する多数の者が出席する立食パーティーに職務として出席する場合において、5,000円を超える飲食の提供を受けたときには、贈与等報告書の提出は必要ない。	
9	提出期限までに贈与等報告書を提出することをすっかり忘れてしまった場合、利害関係者から供応接待を受けた場合などと同様に、懲戒処分の対象となる。	
10	本省審議官級以上の職員であっても、その年に国家公務員としての給与所得以外に所得が一切なければ、所得等報告書を提出する必要はない。	